

**V－II 災害救助等にかかる事例報告
(岩手・宮城内陸地震の経験)**

宮 城 県

平成20年岩手・宮城内陸地震 災害救助法にかかる事例報告

宮城県保健福祉部保健福祉総務課

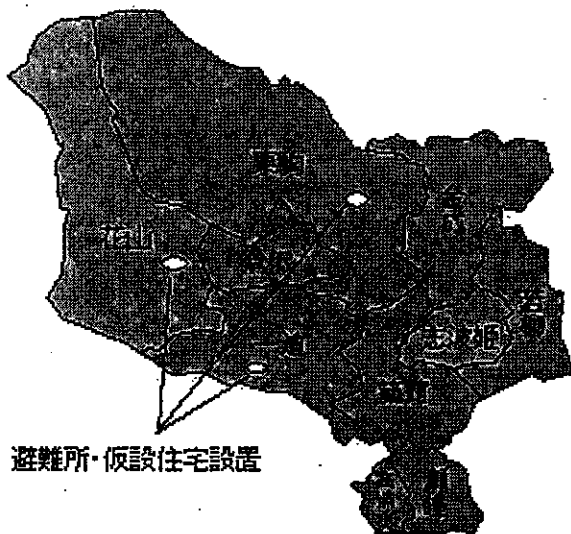
1 地震の概況

- (1) 発生日時 平成20年6月14日(土) 8時43分頃
- (2) 震央地名 岩手県内陸南部
- (3) 震央の深さ 約8km
- (4) 規模 マグニチュード 7.2
- (5) 県内各地の震度

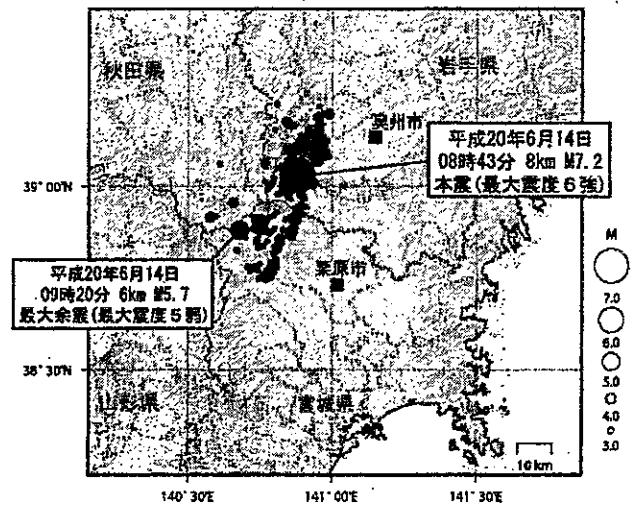
震度6強 栗原市一迫

震度6弱 栗原市：栗駒，築館，高清水，鶯沢，金成，志波姫，花山

大崎市：古川三日町，鳴子，古川北町，田尻



震央分布図(平成20年6月14日以降、深さ0~20km、M≥3.0)



2 被害の状況(平成20年4月7日現在)

	人的被害					住家被害			
	栗原市	大崎市	その他	計		栗原市	大崎市	その他	計
死者	9		1	10	全壊	27	1		28
行方不明	8		0	8	半壊	128	7	6	141
重傷	28	9	17	54	一部損壊	1,414	287	32	1,733
軽傷	152	72	87	311	非住家	45	0	2	47
計	197	81	105	383	計	1,614	295	40	1,949

停電 3戸

断水 鶯沢地区：1,041戸，花山地区：124戸，栗駒地区 1,655戸

3 避難指示・勧告

最大時：150世帯，412人

4 災害救助法の適用

① 適用 栗原市：平成20年6月14日 19：00（発災後10時間）
大崎市：平成20年6月15日 13：00

※ 人口・世帯数（住民基本台帳）

栗原市：79,427人，24,645世帯（H20.3.31）

大崎市：137,892人，46,678世帯（H20.4.1）

※ 「災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令」第2条第1項の規定により適用

災害が発生し，又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が，避難して継続的に救助を必要とすること。

※ 栗原市については，花山地区及び栗駒地区において孤立集落、避難住民等の被災状況が次々と明らかになった

また，大崎市については，鳴子地区等において震度6弱を記録しており、同地区において、余震等によりがけ崩れが発生する危険性があるため、住民が避難していることを確認できた。

※ 中山間局地の被害

※ 被害の大きかった栗駒・花山地区においては，高齢者が多い

年齢別人口調べ (H21.4.30現在)

	0~19	20~39	40~59	60~	計
栗駒	1,948 (15%)	2,133 (17%)	3,448 (27%)	5,297 (41%)	12,826 (100%)
花山	171 (12%)	191 (14%)	384 (27%)	665 (47%)	1,411 (100%)

※ 75歳以上 栗駒：2,570人(20%)

花山：368人(26%)

② 救助費総額 399,902,091円 (県負担：199,951,046円)

┌ 応急救助費 381,576,924円
└ 応急救助事務費 18,325,167円

5 災害救助の内容

①避難所の設置

	設置数	期 間	延べ人数	経 費	備 考
栗原市	17箇所	6/14～7/31	6,352人	12,556,201	内 エアコンリース7,123千円
大崎市	3箇所	6/14～7/2	128人	384,000	宿泊施設との協定
県	—	—	—	1,296,529	風呂灯油, 敷地夜間照明

※ 特別基準 期 間：7日以内（6/14～6/20）→ 48日間（6/14～7/31）
 限度額：300円/人・日 → 2,181円/人・日（エアコン, 旅館経費）



②応急仮設住宅

イ プレハブ住宅 65戸

建設費 293,093,746円

建設期間等

	建設決定	着 工	完 成	引き渡し
第一次（10戸）	6/20	6/23	7/10	7/11
第二次（36戸）	6/25	6/25	7/16	7/17
第三次（19戸）	7/7	7/7	7/29	7/29

特記事項 ・入居世帯 → 61世帯

・整備戸数との差 → 談話室2戸
 1世帯2戸使用が2世帯
 （6人家族1世帯, 5人家族1世帯）

・特別基準 → ・期間延長（6/14～7/3 → 6/14～7/10）
 ・長期避難指示者
 ・面積基準（9坪 → 10坪）
 ・限度額（2,336千円 → 4,510千円）

- ・特別仕様 → ・和室畳敷
- ・積雪補強（母屋）
- ・床・壁パネル断熱材
- ・水道凍結防止
- ・天井内結露対策
- ・エアコン
- ・踊り場スロープ
- ・スロープ用庇
- ・ステップ用風除室
- ・二重窓

他

□ 民間賃貸住宅 21戸
賃借料 11,144,742円

③炊き出し供与 8,456,546円（県：534,269円，栗原市：7,922,277円）

イ 供与数 延16,056人

□ 供与期間 県：6月14日～6月27日（14日間）

栗原市：6月14日～7月31日（48日間）

※ 特別基準 7日以内（6/14～6/20）→ 48日間（6/14～7/31）

④飲料水供与 3,891,938円（栗原市）

イ 供与数 延16,812人

□ 供与期間 6月14日～7月1日（18日間）

※ 特別基準 7日以内（6/14～6/20）→ 18日間（6/14～7/1）

⑤生活必需品供与 1,235,665円（栗原市）

イ 供与数 64世帯

□ 供与内容 布団，食器，家庭雑貨類

※ 特別基準 ・10日以内（6/14～6/23）→ 48日間（6/14～7/31）

⑥医療及び助産費

イ 供与数 8,838円（県）

□ 供与内容 消毒液等

⑦災害に係った者の救出費 1,454,123円（栗原市）

イ 救助人員 329人

□ 内容 チェンソー用替チェン，発電機燃料，コンクリートパネル

⑧住宅の応急修理費 10,819,083円 (栗原市)
 イ 修理世帯 24世帯
 ロ 修理期間 90日間 (特別基準)
 ハ 修理費 限度額 510,000円 (現物給付)
 ニ 実修理費 55,950円 (床修理) ~ 2,058,791円 (屋根修理) まで
 ※ 特別基準 1ヶ月以内 (6/14~7/13) → 90日間 (6/14 ~ 10/11)

⑨学用品の供与 7,004円 (栗原市)
 小学生4名分

⑩死体の捜索費 9,941,752円 (県: 1,125,695円, 栗原市: 8,816,057円)
 イ 捜索期間 : 6月17日~7月16日
 ロ 支出内容 : ・重機, 工具, コンクリートパネル等借り上げ費用
 ・重機燃料費 他
 ※ 特別基準 10日以内 (6/17~6/26) → 30日間 (6/17 ~ 7/16)



⑪輸 送 費 4,090,771円 (県: 1,676,162円, 栗原市: 2,414,609円)
 支 出 内 容 : 県= D-MATに係る燃料費, 高速道路料金
 市=死体捜索及び救援用物資の輸送に係るもの

⑫賃金職員雇上 21,156,105円 (県2,979,525円, 市18,176,580円)
 支 出 内 容 : 県= D-MAT関係 (延160人)
 市=死体捜索 (延112人), 飲料水の供給 (延427人), 救援
 用物資の整理・配分 (延91人)

⑬日本赤十字社の医療救護活動 2,039,881円 (6県分)

⑭ 事務費 18,325,167円

イ 県市内訳 : 県 8,358,216円

市 9,966,951円

ロ 主な費用 : 時間外勤務手当, 旅費等

6 応急仮設住宅建設まで

6/14 (土) 地震発生 8:43 頃

(1日目) ※同日 災害救助法適用

6/15 (日) 第1次応急危険度判定結果(建築宅地課)等被災状況確認

(2日目) 応急仮設住宅建設に係る住宅課との事前調整

6/16 (月) 栗原市に建設候補地の抽出依頼(住宅課)

(3日目)

6/17 (火) 建設候補地の現地確認

(4日目) ※市提案の12ヶ所から適地として4ヶ所選定

各候補地の建設可能戸数確認(住宅課)

6/18 (水) 応急仮設住宅以外の一時提供可能住宅(県関係住宅)の調整

(5日目) 県営住宅(住宅課), 県職員宿舎(職員厚生課), 教職員宿舎(福利課)

県営住宅	市営住宅	職員宿舎	教職員住宅	雇用促進住宅	民間賃貸
73戸	14戸	2戸	5戸	40戸	34戸

※市営住宅・雇用促進住宅・民間賃貸住宅は栗原市が調整

※応急仮設住宅等説明会で入居可能住宅として情報提供

6/20 (金) 関係機関現地打合せ(市関係部局・県:保健福祉総務課・住宅課) ※以降, 随時

(7日目) ・仮設住宅説明会の運営調整(入居要件, 応急仮設仕様外)

・避難所の概況確認→先行着工(第1次分: 10戸)決定

6/21 (土) 応急仮設住宅等説明会の開催(栗原市対応)

(8日目) (1) 入居説明会 13:00 ~ 4地区(花山, 築館, 一迫, 栗駒)

(2) 個別相談会 19:00 ~ 21:00 各避難所 ※以降, 随時実施

[応急仮設住宅建設状況]

	建設戸数	建設決定	着工	竣工	引渡
第一次	10戸	6/20	6/23	7/10	7/11
第二次	36戸	6/25	6/25	7/16	7/17
第三次	19戸	7/7	7/7	7/29	7/29

7 応急仮設住宅建設に係る留意事項

① 建設地の選定

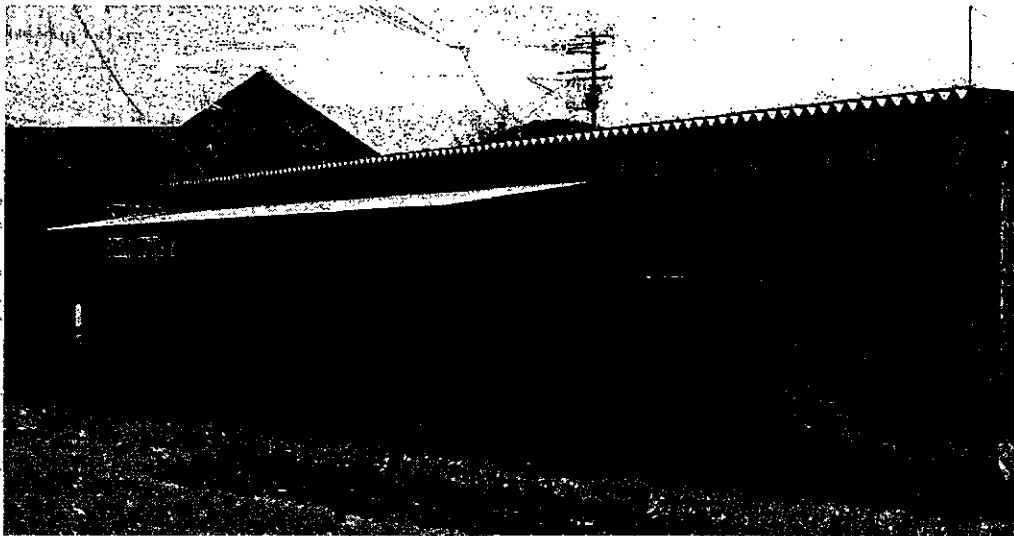
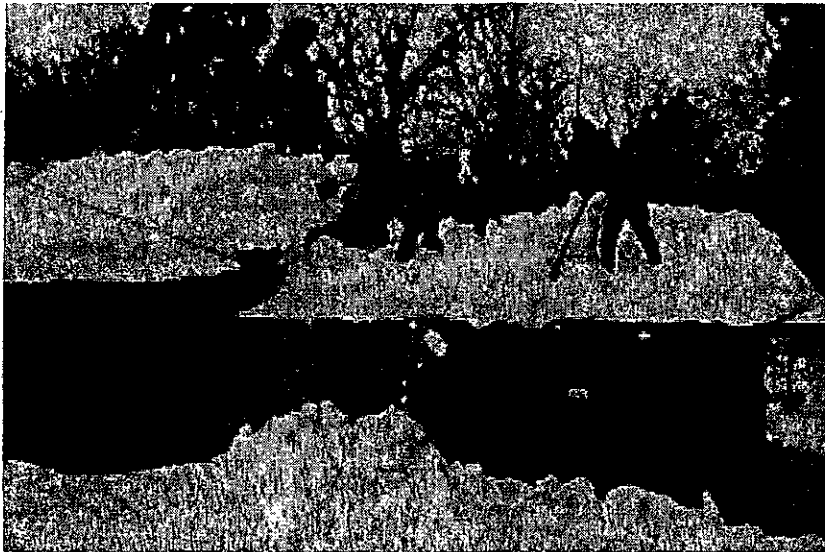
- ・従前の居住集落への近接
- ・既存上下水道の利活用

② 配置計画の基本方針

- ・自家用車の駐車スペース確保
- ・冬季の居室への日射量確保
- ・ペット問題の考慮

③ 建築計画の基本方針

- ・寒冷地・積雪地仕様
- ・高齢者対応
- ・家族構成等による6～18坪住宅の提供



④ 建築戸数、規模、仕様の調整

- ・説明会及び個別相談会の随時開催と入居希望者意向の尊重
- ・入居希望者との個別ヒアリングによる家族構成や身体状況等の把握徹底

⑤ 仮設住宅の引渡及び入居調整

- ・高齢者や障害者，乳幼児のいる世帯の優先入居
- ・入居順位を，民生委員，行政区長，ボランティア団体長等で構成する会議で調整決定

8 課 題

① 応急仮設住宅

- * 県との包括協定に基づき，被災市が入居者の募集(説明)から入居後の維持管理業務までを担うが，マニュアルがなく混乱した(H16北部連続地震の被災市町村から職員派遣を得て，当時の様式等を活用して円滑化)。
- * 被災から一定期間経過後，自宅との相違から様々な要望があり，入居期間や仕様等応急仮設住宅としての法的限界があることを事前に十分な説明をする必要がある。

② 一時提供住宅(応急仮設住宅のうち民間賃貸住宅)

- * 仮設住宅の建設と公的住宅の調整が優先され，民間賃貸住宅の調整を被災市に委ねることとなった結果，本来の(社)宮城県宅地建物取引業協会との災害協定が活かされず，仲介手数料や契約手続き等に係る混乱や入居者間の公平性の欠如を来した。
- * 民間賃貸住宅は，仮設住宅の竣工を待つまでもなく入居可能で，災害時には有効な手段であるが，仮設住宅の際の入居調整(家族構成や身体状況と間取りとのマッチング等)が不十分であり，今後，事務フローの整理が必要である。

③ 住宅応急修理制度

- * 本制度は半壊以上の被害を受けた世帯に対して一定額(51万円以下)を補助するものであるが，応急仮設住宅を利用しないことも要件となっていることから，応急仮設住宅の入居希望者への説明に当たって，本制度も併せて説明する必要がある。
- * 今回，市との実施調整が遅延したため，市では7月2日に実施決定及び広報着手したが，早期の着手が望ましい。

9 今後の検討

応急仮設住宅と一時提供住宅，住宅応急修理は，被災者が選択し利用する制度であり，避難所から早期転出を誘導するためにも，県と被災市町村との連携や業務分担を明確にし，迅速な対応が図れるよう対応マニュアルの作成が必要である。

V－Ⅲ 災害救助等にかかる事例報告
(平成20年7月28日の大雨災害の経験)

富 山 県

平成20年7月28日南砺市大雨災害における災害救助法の適用について

1 災害発生時の気象状況

7月28日から29日にかけて、日本付近は上空に寒気を伴った気圧の谷の通過と高気圧の縁を回る下層の暖かく湿った空気により大気の状態が不安定となり、大雨となった。

北陸地方でも、28日12時20分までの24時間に五箇山（南砺市）で170.0ミリの雨、28日14時までの24時間に医王山（金沢市）で140.0ミリの雨を観測した。また28日7時30分までの1時間に五箇山で75.0ミリの雨を観測した他、富山県と石川県の各地で1時間に100ミリを超える雨が解析された。

2 被害状況

(1) 人的被害

1	死亡	0人
2	重傷	0人
3	軽症	2人
	計	2人

(2) 建物被害

	被害程度	住家	非住家
1	全壊	4	13
2	半壊	7	3
3	一部損壊・床上浸水	48	227
4	床下浸水	183	
	計	242	243

(3) ライフライン状況

- 水道 755世帯（2,835人）断水・・・8月1日20時までに全て復旧
- 電気 停電世帯（数不明）があったが、全て復旧

(4) 農業被害

- 農地冠水面積 321ha
被害対象 1,425箇所 245ha（被災田畑面積）
（内、土砂流入、畦畔崩壊面積 71ha）
- 農業用施設 821箇所
※ 8月26日「局地激甚災害」に閣議決定

(5) 商工業被害

- ・ 浸水や土砂の流入により、建物、設備、原材料、製品等に損害を受けた企業
30件 (推定被害額 73,941万円)
- ・ 浸水等により商品等に被害を受けた商業施設
18件 (推定被害額 5,306万円)

(6) 消防出動状況

- ・ 消防職員出動延べ人数 73名
- ・ 消防団員出動延べ人数 322名

3 応急対応

(1) 災害対策本部

7月28日	8時38分	城端地域現地災害対策本部設置(城端庁舎内)
	14時00分	第1回緊急部長・行政センター長会議
29日	16時30分	第2回緊急部長・行政センター長会議
	19時00分	南砺市災害対策本部設置(副野庁舎内)
30日	17時00分	第1回豪雨災害対策会議
31日	16時00分	第2回豪雨災害対策会議
8月1日	16時00分	第3回豪雨災害対策会議
4日	16時00分	第4回豪雨災害対策会議
6日	16時00分	第5回豪雨災害対策会議
8日	16時00分	第6回豪雨災害対策会議
13日	16時00分	第7回豪雨災害対策会議
18日	8時30分	城端地域現地災害対策本部解散

(2) 避難勧告・指示

7月28日	7時15分	城端池川地区 避難注意
	7時50分	城端池川地区(33世帯) 避難勧告発令 避難所: 城端伝統芸能会館
	8時57分	福野地域(1170世帯) 避難勧告発令
	10時39分	福野地域避難勧告解除
	11時25分	城端池川地域避難勧告解除

(3) 避難所の開設及び避難者

- ・ 避難所 北野軽スポーツセンター(城端地域) ~7月30日
出丸公民館(城端地域) ~8月5日
高齢者生活福祉センターつつじ荘(平地域) ~8月7日
- ・ 避難者数 約40名(最大)